

「北海道 SDGs 推進サポート制度」運営規約

第1 趣旨

「北海道 SDGs 推進ネットワーク会員企業」（以下、「会員企業」という）の SDGs の取組促進を目的に、「北海道 SDGs 推進サポート制度」（以下、「サポート制度」という）を運営する。

第2 運営体制及び内容

- (1) サポート制度は、北海道と包括連携協定を締結している民間企業等や公的機関（以下、「協力企業等」という）の協力のもと運営する。
- (2) 協力企業等は、別表のとおりとする。
- (3) サポート制度の事務局は、北海道 SDGs 推進ネットワーク事務局（北海道総合政策部計画局計画推進課）とする。
- (4) サポート制度では、協力企業等による無償の SDGs 診断の提供を行う。

第3 サポート制度の利用について

- (1) 活用希望の調整
 - ア：会員企業は、様式1（活用調整依頼書）に必要事項を記入の上、事務局あて提出する。
 - イ：事務局は、すべての協力企業に様式1を共有し、対応について調整する。
 - ウ：事務局は、イの結果、対応可能な協力企業等を会員企業に提示する。
- (2) 申込み
 - ア：会員企業は、提示を受けた対応可能な協力企業等の診断を希望する場合は、申込みの意思表示を事務局に連絡する。
 - イ：事務局は、アの内容を協力企業等に連絡する。
 - ウ：協力企業等は、事務局からイの連絡を受けた後、申込みを希望する会員企業に対し、協力企業等が有する申込書及び関連書類を送付する。
 - エ：申込みを希望する会員企業は、協力企業等の申込書及び関連書類を確認の上、協力企業等あて申込書を提出する。
- (3) 申込みに当たって
申込者は、本規約のほか、事前に協力企業等が提示している SDGs 診断の内容、利用条件、留意事項等を承諾した上で、利用するものとする。

第4 サポート制度結果の通知について

サポートを実施した協力企業等は、SDGs 診断の結果について、申込者に速やかに通知するとともに、事務局に対し、SDGs 診断が終了したことを連絡するものとする。

第5 留意事項

- (1) サポート制度は、協力企業等が申込者に SDGs 診断結果に基づいた支援案を提示することを妨げるものではない。
- (2) 事務局及び協力企業等は、SDGs 推進に資する目的で、申込者に事例の収集などの協力依頼を行うことがある。

附 則

この規約は、令和4年9月1日から施行する。

この規約は、令和5年3月10日から施行する。

別表（第2（2）関係）

①	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
②	株式会社北洋銀行
③	東京海上日動火災保険株式会社
④	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部
⑤	三井住友海上火災保険株式会社

※五十音順

「北海道 SDGs 推進サポート制度」活用調整依頼書

北海道 SDGs 推進サポート制度事務局 様
 (北海道総合政策部計画局計画推進課)

企業名 _____

代表者名 _____

「北海道 SDGs 推進サポート制度」を活用したいので、調整を依頼します。

【企業概要】

(ふりがな) 企業名	
(ふりがな) 代表者氏名	
代表者生年月日	
役員一覧	別紙のとおり (本様式に添付し、提出してください。様式任意)
所在地	
事業概要	
業種	
従業員数	
ホームページ URL	

【担当者連絡先】

担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

【サポート制度に期待すること】※複数選択可

<input type="checkbox"/> SDGs に取り組むきっかけとして、自社の現状を把握したい <input type="checkbox"/> 社員の SDGs への認識や取組意欲の向上 <input type="checkbox"/> SDGs を切り口とした自社が抱える課題解決及びその支援 <input type="checkbox"/> 自社の SDGs の取組の対外向け P R (SDGs 宣言など) <input type="checkbox"/> その他 ()
※「その他」の記載スペースが足りない場合は、別様式可

【同意】※同意する場合、□にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 申込にあたり、次のことについて、同意します。 (同意事項) ・運営規約の内容を確認し、その内容を了承した上で、申込みします。 ・本サポート制度活用にあたり、必要となる各種調整に協力します。
--

【反社会的勢力排除に関する確約】※確約する場合、□にチェックを入れてください。

<input type="checkbox"/> 当社は、「反社会的勢力排除に関する確約書」に記載の事項について、確約します。 ※「反社会的勢力排除に関する確約書」記載事項は「様式 1 (裏面)」のとおり。
--

【備考欄】※調整に当たり、伝達事項等があれば、ご記入ください。

--

反社会的勢力排除に関する確約書

【確約事項】

当社は、北海道 SDGs 推進サポート制度の利用において、当社の「代表者」、「役員」又は「実質的に経営を支配する者」が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

また、当社は、次の①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、北海道 SDGs 推進サポート制度の利用を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

① 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来に渡っても該当しないことを確約します。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団関係企業

エ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

オ その他前各号に準ずる者

② 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為